

## Kant の平和思想と道徳哲学

横 山 れい子

人間的に、幸福に生きること、これは、洋の東西を問わず、歴史を通じた人類の願いである。しかし、人びとのこの素朴な願いを戦争が無惨にもふみにじてきたことは、多くの史実が示している。人びとの人間的で幸福な生活への願望は、戦争を憎み、平和を求める切実な思いと、密接に結びついている。

Kant は、人間的自由と人格の目的性とを最高の原理として説く道徳哲学によって、何ものにもかえがたい人間の尊厳性を崇高にうたいあげた。そして、この人間の尊厳の見地からして、戦争はあるべきではないこと、平和が樹立されねばならないことを、強く主張する。万人の人間的な生活と平和への願いは、Kant の道徳哲学において、人間が追求すべき善としてかけられた。

世界の各地で悲惨な戦争がくりかえされ、その上、核兵器の存在によって、民族が、そして人類が絶滅する危機に直面している現在、平和・軍縮の倫理が強く求められている。われわれは、いま、Kant が説く人間の尊厳性にもとづいた平和論に耳を傾ける必要があると思われる。本稿は、この観点から、Kant の平和思想を、道徳哲学との関連において考察したものである。

### I 『恒久平和のために』

すでに三批判書によって、理性的存在者としての人間の主体性を説く哲学体系の基礎を構築した Kant は、1795年、『恒久平和のために』の筆をとる。この論文は、同年締結されたバーゼル条約<sup>(1)</sup>が直接の機縁となって書かれたものとされるが、ここで述べられる平和論は、Kant が直面した当時の戦乱（オーストリア王位継承戦争、七年戦争、ポーランド分割、フランス革命、対仏干渉など）に対する長年の憂慮のあらわれと考えられる。

じっさい、Kant の平和論は、三批判書で体系構築の基礎を完成したあとで、

一時の政治的関心からエッセイ風に日頃の考えを述べたというものではない。<sup>(2)</sup> 三批判書では、旧来の形而上学を批判して人間理性を吟味し、それを通じて、主体的で自由な人間理性の真のあり方を、厳密な哲学理論によって基礎づけることに主眼があった。そして、いまや、Kantは、この理論的基礎にもとづいて、人間の自由と主体性の理念を実現するための社会的方策の探求に力点をおく。『恒久平和のために』には、厳密で徹底した批判哲学理論を背景にして、理念の実現を恒久平和の状態に求めるKantのリアルな平和思想が展開されているのである。<sup>(3)</sup>

『恒久平和のために』は、「予備条項」「確定条項」など、当時の平和条約で用いられた形式にのっとって展開されている。まず、「予備条項」は、平和の実現を妨げる要因を6カ条挙げて、その否定ないし禁止を述べたものである。ここでは、第一の条項「将来の戦争への材料を秘かに留保して結ばれた平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない」<sup>(4)</sup>をはじめとして、軍備にかんする禁止事項が、現実的な分析をもって述べられている。この第一の条項は、直接的には、当時、バーゼル条約が、プロイセンとフランスとの間に一時的な停戦をもたらしたのみにすぎず、その後の戦闘の再開をはらんだものであったという事実を背景にして述べられたものであるが、<sup>(5)</sup>そこには、現在のわれわれが平和と軍縮を考えるさいの基本的な原則がある。この条項を、Kantは次のように説明する。「なぜならば、そのさいには、それはじつはたんなる休戦、すなわち敵対行為の延期にすぎず、平和ではないからである。平和とはあらゆる敵意の終末を意味し、それに恒久な(ewig)という形容詞を附加することさえ、怪しむべき冗語である」<sup>(6)</sup>。その他の条項も、現代にもそのままあてはまる貴重な提言を含んでいる。

次に、「確定条項」は、恒久平和を実現するための積極的な条件を挙げたものである。第一確定条項、「各国家における市民的体制は共和主義的でなければならない」、第二確定条項、「国際法(Völkerrecht)は自由な諸国家の連盟の上に基礎をおくべきである」、第三確定条項、「世界市民法(Weltbürgerrecht)は普遍的な友好の諸条件に制限されるべきである」<sup>(7)</sup>。次に、それぞれの条項の内容をみていこう。

第一確定条項は、一国家の政治体制は、戦争か平和かを国民自身が決定できるような共和主義的体制であるべきことを主張している。<sup>(8)</sup> 国民がその決定権を

もつならば、かれらは、戦争のすべての災禍を自分の身にひきうけることを考えて、きわめて自然に戦争を拒否する方向を選ぶであろう。Kant は、フランス革命の共和制の理念に強い共感を示していた。のちの『学部間の争い』(1798年)において、かれは、フランス革命がもつ道徳的根拠の一つ、「目的の根拠」を、次のように説明している。「それは、その本性上、侵略戦争を原則に従って避けるという性質をもった民族の体制こそ、ひとり、それ自体、法的にも道徳的にも善であるとするものである。このような体制は、少なくとも理念上、共和主義的体制以外のものではありえない。したがって、共和主義的体制は、戦争(これは道徳上のすべての悪と頽廢の源泉である)を阻止し、かくして人類に、そのあらゆる欠陥にもかかわらず、より善きものへの進歩を、少なくとも進歩が妨げられないよう消極的に保障するという条件をつくりあげてゆくのである」<sup>(9)</sup>。

第二確定条項は、各国家は、「平和連盟」ともよばれうる国際連盟を結ぶべきことを主張する。この連盟は、各民族の主権を保持しながら、各の自由と安全とを保障するために結ばれるものである。Kant は、この「平和連盟」を、「平和条約」ときびしく区別する。「その理由は、後者〔平和条約〕はたんに一つの戦争を終結させようとするのに対し、前者〔平和連盟〕はすべての戦争を恒常的に終結させようとする点にある」<sup>(10)</sup>。前述の「予備条項」において、Kant は、たんなる休戦にすぎない平和条約の欺瞞性を批判していた。そしてこの「確定条項」でも、かれは、「平和」とは、一時的な、またある地域に限られるようなものではなく、本質的に恒久的であり、また全面的であることを、くりかえし強調している。この真の平和を実現するために Kant が「国際連盟」にかける期待は大きい。「この連盟の理念は、除々にすべての国家の上に広がるべきであり、このようにして恒久平和にまで導いてゆくのであるが、その実現性(客観的実在性)は提示されうる」<sup>(11)</sup>。

第三確定条項は、世界全体が、最終的に、世界市民法によって一つの人類国家を形成すべきであるが、そのさい、特定の強大な国家によって諸国家を併合するのではなく、各国家、各民族の独立と諸権利を守るという友好の原則にもとづくべきであることを主張する。ここで、Kant は、ヨーロッパ諸国家の暴力的な植民地政策を非難している。「かれらにとっては訪問は掠奪と同一のことである」<sup>(12)</sup>。かれは、東インドの例をあげて、植民地政策が「その住民を無に等

しいと考える」<sup>(13)</sup>ような非道で抑圧的なものであることを指摘する。各国家、各民族の諸権利の尊重を前提とした世界市民法の実現は、恒久平和への最終的な道である。Kant は述べる、「そこで、世界市民法の理念は、何ら空想的で途方もない法の表象の仕方ではなく、公的な人類法一般に対し、したがってまた恒久平和に対し、国家法および国際法の含む不文法典を、必然的に補足するものである。この条件の下においてのみ、人は、恒久平和にたえず接近しつつあると誇ることを許される」<sup>(14)</sup>。

『恒久平和のために』において述べられる以上のような平和論の基礎には、人間の自由と人格の目的性を説く道徳哲学の思想がある。Kant は言う、「人を殺すため、あるいは殺されるために雇われるということは、人間をたんなる機械や道具として、他のもの（他の国家）の手において使用することを合意すると思われる。これは、われわれ自身の人格（Person）における人間性の権利に、おそらく合致しえない」<sup>(15)</sup>。Kant によれば、人間は、自分のたてた道徳法則のみに従う自由な主体として、常に目的自体として考えられなければならない。人間の存在そのものが目的であり、侵しがたい尊厳をもつ。それゆえ、人間をたんなる物件として手段的に用いる戦争は、断じて許されないのである。

このように Kant の平和論が道徳哲学と密接に関連し、これを基礎としていることをさらに考察するために、わたくしは次に、『恒久平和のために』の2年後に出された『道徳形而上学』（1797年）をとりあげたい。そして、そこにおいて、かれの平和論が道徳哲学の体系的展開の中でどのように位置づけられているのかを考察しよう。

## II 『道徳形而上学』における平和の思想

『道徳形而上学』は、『道徳形而上学原論』（1785年）や『実践理性批判』（1788年）で基礎づけられたア・プリオリな道徳的原理にもとづいて、道徳哲学を、体系的にさらに発展させた形で展開したものである。

{α}

この著作は、第一部「法論（Rechtslehre）」と第二部「徳論（Tugendlehre）」<sup>(17)</sup>とに分けられる。すなわち、道徳的な（moralisch）自由の法則は、法理的（Juridisch）法則と倫理的（ethisch）法則とに区分されるが、前者を扱うのが法論であり、後者を扱うのが徳論となる。両者を区別する主要なメルクマールは、

動機の問題である。すなわち、法理的法則は、動機が何であるかにかかわりなく、たんにある行為を義務とするという法則である。それに対して、倫理的法則は、ある行為を義務とすると同時に、この義務が動機になっていなくてはならないような法則である。たとえば、約束を守るという行為を義務とした「約束を守るべし」という法則は、法理的法則にも倫理的法則にもなりうる。しかし、法理的法則が動機にかんしては無関与でどんな動機をも許すのに対して、倫理的法則は、「約束を守るべし」という義務そのものを動機としたものでなければならぬ。法理的法則との合致は行為の合法性 (Legalität) とよばれ、倫理的法則との合致は行為の道徳性 (Moralität) とよばれる。すなわち、法論は、徳論とは異なって、動機とは無関係に、外的に表われる行為が法則と合致していることを問題とする Legalität の領域に成立する。平和の問題は、この法論において論じられる。

法は、<sup>(9)</sup> 自然的状態における自然的法 (das natürliche Recht) と市民的状态における市民的法 (das bürgerliche Recht) とに区別される。前者が私法 (Privatrecht) とよばれ、後者が公法 (das öffentliche Recht) とよばれる。それゆえ、法論は、第一部私法と第二部公法とに分けられる。公法においては、国家法 (Staatrecht)、国際法 (Völkerrecht)、世界市民法 (Weltbürgergerecht) の三形態が、密接に関連しながらも区別されたものとして展開される。「世界市民法」の成立によって、究極的な恒久平和が実現される。

私法と公法との区別は次の点にある。私法の状態とは、自然的状態 (status naturalis)、すなわち各自が「外的な私のもの・汝のもの (das äußere Mein und Dein)」という占有がいまだ公的に法則によって保障されていない状態である。公法の状態とは、市民的状态 (status civilis)、すなわち自然的状態を脱し相互に公的な法則の強制に服することを目ざして結合する状態、「私のもの・汝のもの」がその法則に則して合法的に配分される配分的正義の存在している状態、である。公的な法則を欠く私法の状態においては、人びとは、その占有について、暴力的攻撃の可能性にさらされている。<sup>(10)</sup>

公法は、一国家の法的体制にかかわる国家法、他国家との関係を規定する国際法 (諸民族間の法)、そして両者を合して全世界の法的体制を問題とする世界市民法、という3種の形式から成りたつ。これらは、先述した『恒久平和のために』の3つの確定条項に対応している。

国家法によって、国家は共和主義的体制へと導かれる。一国家が共和主義的体制をとることは、先述のように、国民が戦争か平和かの決定権を握ることであり、平和の実現のために不可欠な条件である。

国際法は、それが存しないうちは不断の戦争状態にある諸国家が、その戦争状態から脱するために、根源的な社会契約の理念に従って連盟を結ぶ、という法である。これによって、諸国家間の紛争は、戦争という手段をとらず、平和的に解決されることになる。

この国際法の理念が全世界の法的体制となったものが、世界市民法の状態である。これは、すべての民族の平和的な全汎的共同態である。世界市民法の成立によって、恒久平和は法体制として確立される。

### 〔β〕

〔α〕においてわたくしは、『道徳形而上学』の論旨を、平和が問題となる法論を中心に、概略的にたどってみた。Kantによれば、「私のもの・汝のもの」という占有が真に保障されるためには、人びとは、暴力的行為の可能性にさらされている「私法」の状態を脱して、法則が支配する「公法」の状態へと移りゆかねばならない。上述のように、Kantの平和思想を『道徳形而上学』におけるかれの道徳哲学の体系的展開の中に位置づけて考えた場合、大きな特色として次の2点が挙げられると思う。第一に、Kantが平和の問題を、法体制の問題として考えた点である。そして第二に、平和の問題が、狭義の道徳とは区別される法の問題でありながらも、同時に、広義の道徳にぞくする問題となることである。

第一の特色について考察してみよう。

Kantによれば、恒久平和は、国家法、国際法、そして究極的には世界市民法という法的体制が確立されてはじめて可能となる。かれは、恒久平和を、「最高の政治的善」<sup>(21)</sup>であると述べている。この主張は、Kantが恒久平和を、たんに実践理性の要請として観念的にとらえたのではなく、それをめざす政治的諸原則を、現実的に実現可能なものとしてリアルにとらえていたことを意味している。かれは、世界全体が世界市民法によって一つの国際国家とでもいべき結合をなしとげることを、現実にはかなわぬ夢であるとしながらも、この理念への接近を全人類が努力しておこなうところに、恒久平和のリアルな実現が可能になることを強調して、次のように述べている。「恒久平和（国際法全体

の究極目標)は、もとより実現不可能な理念である。しかし、それを目指すところの政治的諸原則、すなわちこの理念への連続的な接近に役立つような諸国家の結合を結成するための諸原則は、実現不可能ではなく、まさしくこの接近が、人間と国家との義務、したがってまた権利に基礎づけられた課題であるかぎり、たしかに実現可能である<sup>(22)</sup>。この見解には、平和問題にかんしての、理念と現実との弁証法的な統一をめざす思想がある。Kant は、恒久平和がはたしてありうるのか、それともありえないのかと論ずることは、問題にならないと言う。もしありえないとしても、われわれは、恒久平和がありうるものであるかのように行為しなければならぬのであって、世界市民的状态の法体制実現に向かって努力することのうちに、恒久平和のリアルな実現がみられるのである。

第二の特色にうつろう。

平和の問題を論ずる法論は、徳論すなわち狭義の道徳と区別され、そして同時に広義の道徳の中に包摂されて、広義の道徳の不可欠な構成要素となっている。このことは、『道徳形而上学』における道徳の概念が、『道徳形而上学原論』(以下『原論』と略記)や『実践理性批判』(以下『批判』と略記)におけるそれとは異なり、拡張されたことを示している。この点について、『道徳形而上学』の思想を、『原論』や『批判』と比較しながら考えてみよう<sup>(23)</sup>。

1. まず、意志(Wille)と意思(Willkür)の二概念に着目したい。

『原論』や『批判』における道徳説では、法則にたいする尊敬からのみ、すなわち義務からのみ法則に従うところの Wille が問題であった。そこにおいて重要なことは、「見える行為ではなくて見えないところの行為の内面的な原理<sup>(24)</sup>」、すなわち義務を動機としていること、であった。そこでは、義務以外の動機、たとえば幸福を得ることを動機とすることは許されない。しかし、このように動機を問題にするならば、道徳性が、個人の内面に限られ、人と人との外的な関係を規定する法の領域には妥当しないものとなる。

ところが、『道徳形而上学』においては、Wille にかわって、以前には否定的にあつかわれていた Willkür が重要な役割をおびて前面に出てくる。Willkür とは、Wille が法則への尊敬から法則に従うものであるのに対して、感性的衝動から法則にいたるまでの広い領域において、何に従うかを自由に選択する意思である。そして、法則に従うことを選んだ場合にも、動機にかかわること

なく、外的な行為が法則に合致することを問題とするものである。Wille と Willkür とのこの相異は、『道徳形而上学』では次のように述べられている。「法則は Wille から生じ、確率は Willkür から生ずる。Willkür は、人間においては自由な Willkür である。法則以外の何ものにもかかわることのない Wille は、自由とも不自由ともよばれない。というのは、Wille は、行為にではなく、行為の格率にたいする立法（それゆえ実践理性そのもの）に直接かかるのであり、したがって絶対に必然的であり、それ自体としてはどんな強制も受け入れないからである。それゆえ、ただ Willkür のみが自由とよばれる。ここでは、Wille の自由ではなく、行為にかかわる Willkür の自由が問題となる。

このように、『道徳形而上学』において、Wille にかわって Willkür が前面に出てきたことは、Kant が、法を、道徳哲学の重要な一分野とみなしたことと関係する。法が問題とするのは、法則の履行、すなわち行為が法則に合致するかしないかであって、どのような動機から履行するかは問題ではない。このような性格をもつ法をも道徳哲学の領域とみなすことは、Kant において、道徳の概念が拡張されたことを意味している。

2. 次に、適法性 (Legalität) と道徳性 (Moralität) の概念に着目しよう。

『原論』や『批判』においては、義務にかなうように (pflichtmäßig) 行為したという意識 (Legalität) と、義務から (aus Pflicht), すなわち法則に対する尊敬から行為したという意識 (Moralität) とは厳密に区別される。義務とは、「法則にたいする尊敬の念にもとづいて行為せねばならないという必然性」という厳密な規定がされるゆえに、Legalität としての義務は、本来的にはなりたたないことになる。

しかし、『道徳形而上学』は、これとは異なる。そこにおいては、厳密な意味での義務、すなわち Moralität としての義務は、「徳論」の領域に位置づけられ、新たに Legalität としての義務も、「法論」の領域に妥当させる。すなわち、ここでは、Moralität と Legalität とを含みうる広義の道徳性の概念が成立しているのである。

3. さらに、定言的命法と仮言的命法に着目しよう。

『原論』や『批判』においては、目的への技術的手段を命ずる「熟練の命法」や、幸福を目的としてその実現のための実用的手段を指示する「怜悯の勧告」

は、仮言的命法として、法則への尊敬から法則に従うことを命ずる定言的命法とは区別される。<sup>(28)</sup> それゆえ、これによれば、Legalität のみを問題とする法的な命法は、仮言的命法とされるであろう。

しかし、『道徳形而上学』においては、法的命法も、広義の道徳法則に含まれるものとして、狭義の道徳的命法と並んで、ア・プリオリな定言的命法となりうると考えられる。これによれば、平和を樹立することを目的として、その実現への手段を命ずる命法も、定言的命法と考えることができる。法的命法と狭義の道徳的命法とを総括しうる広義の道徳的な定言的命法の最高原則は、次のように表現される。「同時に普遍的法則として妥当しうるような格率に従って行為せよ」。<sup>(29)</sup> この普遍的法則に合致するかぎり、法的行為は広義の道徳的行為となりうるのである。

以上、『原論』や『批判』と比較するならば、『道徳形而上学』における道徳の概念が拡張され、法が広義の道徳における重要な構成要素となりうることをみてきた。法の道徳性は、個人の内面の問題ではなく、各人の自由と他者の自由とが社会において調和的に実現しうるという点に求められる。この調和が普遍的法則のもとに実現され得たとき、平和状態が可能となる。Kant にとって、平和の実現の問題は、道徳哲学における最も主要な課題の一つとなった。「この普遍的・永続的な平和の樹立は、たんなる理性の限界内における法論のたんなる一部分をなすというだけではなくて、じつにその全究極目的をなすということができる」。<sup>(30)</sup>

### Ⅲ Kant の平和思想の今日的意義

最後に、以上のような Kant の平和思想における時代に制約された限界と、それにもかかわらず豊富に存在する積極的な意義とを考えてみよう。

今日の状況にてらして Kant の平和思想を考えた場合、次のような問題点が挙げられる。

第一に、かれが抵抗権を否定することである。『恒久平和のために』において、Kant は、暴君によって民族の権利が毀損された場合に、革命という手段によってかれを廃位することは不正であるという。<sup>(31)</sup> 『道徳形而上学』においても、不当な支配者に対して国民がなすことは、「不服申し立て」によって「改革」を要求することであって、「抵抗」は許されない、と述べられる。<sup>(32)</sup> Kant

によれば、国民の抵抗は、法則に反し、法体制全体を否定するものであるゆえに、拒否される。しかし、抵抗権は、人間の自由と独立、そして平和を導くための基本的な権利ではなからうか。これは、自由と平和の確立をめざす法体制を考えた Kant における限界である。<sup>(33)</sup>

だが、同時にわれわれは、Kant が、ひとたび革命がおこった場合に、それによって成立した新しい法体制を積極的に擁護していることも忘れてはならない。<sup>(34)</sup> その点で、かれは、フランス革命の共鳴者であった。

第二に、Kant が、恒久平和の実現のためには社会の経済的基礎の上にその条件がある、ということ把握できなかった点である。戦争の究極的な根源は資本主義社会の利潤追求を旨とする経済構造にある。資本主義社会にあっては、利潤追求のために世界市場を拡大せねばならず、市場を求めて、略奪や侵略などの戦争が必然的に生ずる。先述したように、植民地支配を強く批判した Kant ではあったが、そうせざるをえない資本主義的経済の構造にまで批判のメスを入れるにはいたらなかった。そこに、Kant の平和論のブルジョアの限界がみられるであろう。<sup>(35)</sup>

以上のような限界をもちながらも、Kant は、現代のわれわれに、内容豊かな問題提起をおこなっている。その積極的意義を挙げてみよう。

第一に、上述のように資本主義的経済構造がもつ問題性をみないという限界はあっても、ともあれ、Kant は、当時の現状をリアリスティックにとらえることによって、「平和」の本質的な規定をおこない得たことである。かれは、真の平和とは、休戦や一時的な戦争不在の状態ではなく、「恒久的」という形容詞をつけることが余計であるほど、本質的に「恒久平和」であることを主張する。かれによれば、すべての戦争が恒久的に終結した状態が「平和」である。それゆえ、今日みられるように、一部の大国が他の民族の犠牲の上についてわりの平和を誇ることは、Kant の世界市民法によって否定されるであろう。<sup>(36)</sup> 真の平和とは、その本質上、一部の地域に限られたり一時的なものであったりするものではなく、全面的で恒久的でなければならないことを、Kant はわれわれに教えている。

第二に、Kant が恒久平和を、決して空虚な理念とはみなさず、われわれが実現に努力しなければならない課題であり、またじっさい努力し得る、という未来的展望をもっていただことである。この主張をなす背景には、人類の歴史の

進歩にたいする Kant の確信がある。この確信は、『恒久平和のために』より 10 年あまり前に書かれた『世界市民的見地における一般史考』（1784年）において、次のように述べられていた。すなわち、そこにおいてかれは、人間の意志の自由の営為を全体として考察すると、個々人については無規則で混乱しているように見えるものでも、全人類については、人類の本来具有する素質が緩慢にもせよ間断なく進歩発展しているさまを認めることができる、と述べている。<sup>(37)</sup>この確信にもとづいて、Kant は、人類がそのゆく手に、世界市民的状态すなわち恒久平和を実現してゆかなければならないと考えた。<sup>(38)</sup>Kant の恒久平和への未来的展望は、人間理性への信頼と、人間が主体的に歴史をつくりあげてゆくという期待ともとづいている。現在、平和にたいする絶望的な見解がよく聞かれるが、未来への確信を基礎に、恒久平和を、人類が主体的に樹立すべき課題であると説く Kant の思想に、われわれは多くを学ばなければならない。

第三に、Kant が、人格の目的性の見地からして、戦争はあるべきでないと断言したことである。<sup>(39)</sup>人間はその存在自体がかけがえのない尊厳を有するのであり、すべての人は「人格」として、目的そのものである。『原論』において、Kant は、理性的存在者が相互に目的として扱われる国を「目的の国」と名づけているが、世界市民法によって成り立つ恒久平和の体制は、この「目的の国」の現実化として掲げられる。Kant にとって、人格の目的性と人間の真の自由とは、密接に結びついている。恒久平和の体制は、人間が真に自由であることと不可分である。このように、Kant が、人間の尊厳、人格の目的性、そして自由という道徳哲学の基盤の上となえた平和の思想は、平和・軍縮の倫理が焦眉の問題になっている現在、<sup>(40)</sup>われわれの基本的な視点として継承しうであろう。

#### (注)

- (1) 対仏大同盟に参加してフランスと闘っていたプロイセンが、1795年、同盟より脱退してフランスと和睦を結んだ条約。
- (2) 南原氏は、平和論を含む Kant の一連の法的、政治的諸著作が、三批判書の補完として、かれの全哲学体系と密接な連関をもつことを指摘する（南原繁「カントにおける世界秩序の理念」『著作集』第1巻、1972年、参照）。
- (3) Kant の平和思想が、Erasmus, St. Pierre, Rousseau などの一連の平和論の基礎の上に成り立っていることはいうまでもない。Erasmus の人間性にもとづ

- く平和の主張や St. Pierre, Rousseau の世界的な政治組織としての平和体制樹立の主張を, Kant は積極的に継承したと考えられる。宮田氏は, これら先行者たちの Kant への影響を強調すると同時に, 「しかし, カントをとくに先行者たちから区別したのは, 厳密な哲学的思考とともに, その非陶酔的な精神であった」と述べて, Kant の平和論のリアリズムを主張する(宮田光雄「カントの平和論と現代」『平和の思想史的研究』, 1978年, 参照)。
- (4) I.Kant, Zum ewigen Frieden, in: Kants Werke, Bd. VIII, Berlin, S. 343. 以下 Z.e.F. と略記する。
- (5) 高坂正顕訳『永遠平和のために』(1956年), 解説4ページ参照。
- (6) I.Kant, Z.e.F., S. 343.
- (7) Ibid., S. 349, S. 354, S. 357.
- (8) Kant の言う共和主義的な体制とは, 君主制, 貴族制, 民主制などと並ぶ国家形態を示す用語ではない。それは, 専制的な体制と並んで, 統治様式を示す用語である。Kant は, 共和主義的な統治様式をもつ君主制国家を最良と考えていたようである。かれは, フランス革命の共和制に共鳴すると同時に, 当時のプロイセンの絶対主義的専制君主, Friedlich 大王の啓蒙政策を讃えた。そこには, 当時のドイツの後進の状況に規定された Kant の矛盾した二側面がみられよう(小牧治「後進ドイツ社会におけるカント哲学の意義と限界」『国家の近代化と哲学』, 1978年, 参照)。
- (9) I.Kant, Der Streit der Fakultäten, in: Kants Werke, Bd. VII, S. 859.
- (10) I.Kant, Z.e.F., S. 356.
- (11) Ibid., S. 356. 第一次大戦後における国際連盟の成立は, Kant のこの提案を重要な思想的前提としていることは, 周知のとおりである。
- (12) I.Kant, Z.e.F., S. 358.
- (13) Ibid., S. 358. (14) Ibid., S. 360. (15) Ibid., S. 345.
- (16) 『道徳形而上学原論』において, Kant は次のように述べる。「汝の人格(Person)並びに他のすべての人格における人間性(Menschheit)を, 常に同時に目的として用い, 決してたんに手段としてのみ用いないように行為せよ」(I.Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, Kants Werke, Bd. IV, S. 429. 以下 G. z. M.d.S. と略記)。
- (17) 以下(α)の叙述は, I.Kant, Die Metaphysik der Sitten, Kants Werke, Bd. VI, S. 212 ~ S. 355 までの論の展開の大筋を要約したものである(以下 M. d.S. と略記)。
- (18) Kant の moralish, sittlich の用語の使い方は, 明確に区別されていず, ほぼ同義に用いている箇所も多い。Hegel は, 『法の哲学』(1821年)において, Moralität と Sittlichkeit とを厳密に区別する。Sittlichkeit (人倫)は, das abstrakte Recht (抽象法)と Moralität とを統一したより高次の段階である。
- (19) Kant の扱う法とは, 現実の個々の特殊的な実定法ではなく, ア・プリオリな純粋原理にもとづく自然法である。
- (20) 公法と私法との近代的な区別については, 田中耕太郎『法律学概論』, 1953年, 293ページ以下を参照。

- (21) I.Kant, M.d.S., S. 355 .
- (22) Ibid., S. 350 .
- (23) 『原論』『批判』と『道徳形而上学』とのあいだの道徳論の相異については、片木清『カントにおける倫理・法・国家の問題』, 1980年, に多くを学んだ。
- (24) I.Kant, G. z. M.d.S., S. 407 .
- (25) I.Kant, M.d.S., S. 226 .
- (26) Vgl., I.Kant, Kritik der praktischen Vernunft, Kant Werke, Bd.V, S.81.
- (27) I.Kant, G. z. M.d.S., S. 400 .
- (28) Ibid., S. 414 ~S. 417 .
- (29) I.Kant, M.d.S., S. 226 .
- (30) Ibid., S. 355 .
- (31) Vgl., I.Kant, Z.e.F., S. 382 .
- (32) Vgl., I.Kant, M.d.S., S. 319 ~S. 322 .
- (33) 平和の問題における抵抗権の意義については、平野義太郎『基本的人権と民主主義の闘争』, 1977年, を参照。
- (34) Kantによれば、革命が成功すれば、「革命開始および革命遂行が不適法であったとしても」、新体制の適法性は保障される (I.Kant, M.d.S., S. 322)。
- (35) 岩崎氏は次のように書いている。「資本主義が、自由競争の段階から独占段階への移行をとおして、内在的にもたざるをえない戦争の必然性を、K. マルクス以前のブルジョア思想は、その最も秀れた人びとといえども、おしなべて予想することができなかった。カントの恒久平和の構想がそのままでは幻想にとどまるのも、無理からぬことであった」(岩崎允胤『恒久平和と人間の尊厳』, 1982年, 32ページ)。
- (36) トムは、「Kantは……民族の自由と主権という世界市民的(コスモポリティッシュな)見解を表明している」と述べる (M.Thom, Philosophie als Menschenkenntnis, in: Wissenschaftliche Zeitschrift, 1974, S. 137)。
- (37) I.Kant, Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbulgerlicher Absicht, in: Kants Werke, Bd.VIII, S. 2. なお, Kantの歴史観には, 社会の成員間の敵対関係を本性的なものとみなし, その敵対関係が, かれらをしてそこから脱却を求めさせるが, そこに人類の進歩がある, という思想もある (入江重吉「近代文明の批判——ルソーとカント——」『現代と唯物論』, 1984年, 77ページ参照)。
- (38) グリガは, Kantが, Erasmus, St. Pierre, Rousseauの思想をうけつぎながらも, そこに, 新しい論点, すなわち「地上に恒久平和を確立することの不可避性を基礎づけたこと」をもたらした, と述べる (A.Гулбрга, Кант, 1977, 邦訳『カント』西牟田・浜田訳, 1983年, 293ページ)。
- (39) ブールは言う, 「Kantが、『恒久平和のために』とかれの法論において展開したのは, 大胆で深いヒューマニズムにみちた思想であった」 (M.Buhr, Immanuel Kant, 1974, S. 144)。
- (40) 岩崎允胤「現代倫理学の基本課題」『科学と思想』№52, 1984年, 参照。